漁港における外郭施設の延長	$D_{27} = \underline{0.027}$ $D_{28} = 0.0012$ $D_{29} = 0.0012$ $D_{30} = 0.00106$	$D_{27} = \underline{0.002}$ $D_{28} = 0.0012$ $D_{29} = 0.0012$
	算式	算式
	$\dfrac{B \times 0.3 + \sum_{n=11}^{30} (C_n \times D_n)}{5{,}740\text{円} \times A}$	$\dfrac{B \times 0.3 + \sum_{n=11}^{29} (C_n \times D_n)}{5{,}930\text{円} \times A}$
	算式の符号 A　測定単位の数値 B　国庫の補助金を受けて施行した漁港事業に係る経費又は国が行うこれらの事業に係る法令に基づく負担金に充てるため平成 10 年度以前において発行について許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度まで及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、昭和 59 年度及び平成 10 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度補正予算債、昭和 51 年度補正予算債、昭和 52 年度補正予算債、昭和 53 年度補正予算債、昭和 61 年度補正予算債、昭和 62 年度補正予算債、平成 4 年度補正予算債、平成 5 年度補正予算債、平成 6 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 9 年度補正予算債及び平成 10 年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、昭和 44 年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として昭和 50 年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和 51 年度以降において発行について許可された地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える	算式の符号 A　測定単位の数値 B　国庫の補助金を受けて施行した漁港事業に係る経費又は国が行うこれらの事業に係る法令に基づく負担金に充てるため平成 10 年度以前において発行について許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度まで及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、昭和 59 年度及び平成 10 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度補正予算債、昭和 51 年度補正予算債、昭和 52 年度補正予算債、昭和 53 年度補正予算債、昭和 61 年度補正予算債、昭和 62 年度補正予算債、平成 4 年度補正予算債、平成 5 年度補正予算債、平成 6 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 9 年度補正予算債及び平成 10 年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、昭和 44 年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として昭和 50 年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和 51 年度以降において発行について許可された地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える